

建築物等の定期点検について

I 建築物等定期点検業務

1 点検場所 小石川図書館 目白台図書館

2 点検サイクル 3年以内ごと

3 前回点検時期 小石川図書館 令和4年度 目白台図書館 令和3年度

4 業務内容

上記施設を下記5の点検内容に基づき、建築基準法（以下「法」という。）第12条第2項に沿って点検を実施し、書面をもって報告すること

5 点検内容

- (1) 建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況を点検し、報告すること。
- (2) 点検業務及び報告書の様式は、(一財)日本建築防災協会が定める「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」により行うこと。
- (3) 点検を行う者は、法第12条第2項及び第4項の規定に定められた資格を有し、かつ、特殊建築物等定期調査、検査報告の実務経験のある者とする。
- (4) 点検の方法は、目視、触手、打診及び作動確認とする。点検者は、点検に際して安全性を考慮して、危険が生じる可能性がある行為は行わないこと。また、周囲の安全の状況を十分に確認すること。
- (5) 日常行っている点検に伴う検査記録又は諸法律に基づく検査記録があるものは、それぞれが適正であることが確認できれば、実地検査は省略できる。
- (6) (5)に掲げる検査記録等の資料は、資料の提出を要請する。
- (7) 以下に掲げる点検が困難な部分等は、点検を省略できるものとする。
 - ア 点検者や他人の身に危険が生じる可能性があるもの
 - イ 被覆材で覆われている梁、柱などの構造部
 - ウ 点検口の無い天井裏又は床下にあるもの
 - エ 送電されていて点検することが危険な場所にあるもの
 - オ 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが困難な状況又は点検することが危険な場所にあるもの
 - カ 地中、コンクリート等の中に埋設されているもの
 - キ 直接目視することが困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔など。ただし、双眼鏡などを使用して安全に目視が行える部分は、その方法をもって点検する。
 - ク 屋外排水設備の柵等で水中に没している部分
 - ケ その他物理的理由、安全上の理由などから点検を行うことが困難な場所にある

【資料集 31】建築物等定期点検(Aグループ)

もの。この場合にあつては、その理由について、調査書に記載すること。

- (8) 点検時に、利用者、通行者等人的被害の発生が予想される危険な個所が発見された場合は、速やかに報告すること。

II 建築設備定期点検業務

- 1 点検場所 小石川図書館 目白台図書館
- 2 点検サイクル 毎年度
- 3 業務内容

上記施設を下記4の点検内容に基づき、建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項に沿って点検を実施し、書面をもって報告すること

4 点検内容

- (1) 建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況を点検し、報告すること。
- (2) 点検業務及び報告書の様式は、(一財)日本建築設備・昇降センターが定める「建築設備定期点検業務基準（公共建築設備用）」により行うこと。
- (3) 点検を行う者は、法第12条第2項及び第4項の規定に定められた資格を有し、かつ、特殊建築物等定期調査、検査報告の実務経験のある者とする。
- (4) 点検の方法は、目視、触手、打診及び作動確認とする。点検者は、点検に際して安全性を考慮して、危険が生じる可能性がある行為は行わないこと。また、周囲の安全の状況を十分に確認すること。
- (5) 日常行っている点検に伴う検査記録又は諸法律に基づく検査記録があるものは、それぞれが適正であることが確認できれば、実地検査は省略できる。
- (6) (5)に掲げる検査記録等の資料は、資料の提出を要請する。
- (7) 以下に掲げる点検が困難な部分等は、点検を省略できるものとする。
 - ア 点検者や他人の身に危険が生じる可能性があるもの
 - イ 被覆材で覆われている梁、柱などの構造部
 - ウ 点検口の無い天井裏又は床下にあるもの
 - エ 送電されていて点検することが危険な場所にあるもの
 - オ 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが困難な状況又は点検することが危険な場所にあるもの
 - カ 地中、コンクリート等の中に埋設されているもの
 - キ 直接目視することが困難である足場の無い外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔など。
ただし、双眼鏡などを使用して安全に目視が行える部分は、その方法をもって点検する。
 - ク 屋外排水設備の柵等で水中に没している部分
 - ケ その他物理的理由、安全上の理由などから点検を行うことが困難な場所にあるもの。この場合にあつては、その理由について、調査書に記載すること。